

## 電磁的方法による書面交付に関する同意書

電磁的方法による交付等とは、金融商品取引法に関する法令等により行う各種書面の交付を、金融商品取引法、同法に関する政令及び内閣府令等の規定に定める電磁的方法による交付（以下「電子交付」といいます。）の方法で行うことです。

私は、各種書面の交付又は貴社が要求する各種書類の同意記録が電子交付でなされることについて、以下の内容の確認を行いその内容を理解したうえで同意します。

### 1. 電子交付の対象となる書面について

当社は、お客様との間で契約を締結するにあたっては、次の各号に掲げる書面を電子交付により交付いたします。

- ① BANKNEXT 利用規約
- ② 個人情報の取扱いに関する同意書
- ③ 契約締結前交付書面
- ④ 匿名組合契約約款
- ⑤ その他当社が必要に応じてお客様に交付する各種書面等及び当社が定め当社ホームページに掲載する書面等

### 2. 電子交付について

#### I 各種書面等を交付する場合

当社のホームページ上の公式ページ（一般に公開しているページをいいます。以下「当社公式ページ」といいます。）及びお客様ページ（ログインID、パスワード入力後に掲載されるお客様の特定のページをいいます。以下同じ。）に書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法。

#### II 同意記録等を要求する場合

当社公式ページ上のお客様ページに、各種書類の内容を記録し、お客様の閲覧に供し、お客様がその内容を承諾した旨を当社に通知する方法。

3. 免責事項

- I 当社は、電磁的方法による交付の内容について、電子交付を承諾されたお客様の利用に際し支障をきたすおそれがないと判断した場合は、あらかじめ当社公式ページ上に掲載、或いは電子メールで通知し、お客様に変更内容を明らかにすることにより、お客様の同意を得ることなく、電磁的方法による交付の内容を変更することができるものとします。
  
- II お客様が電子交付を承諾された後であっても、法令等の変更や監督官庁の指示その他の必要な事態が発生した場合等、何らかの理由が生じ、あるいは当社が必要と判断した場合には、当社は電磁的方法による交付ではなく、既に電子交付された書面も含めて紙媒体により交付等を行う場合があります。
  
- III 当社は、次の各号に掲げる事項により生じるお客様の損害については、責を負わないものとします。
  - ① 通信機器・回線、コンピューター等のシステム機器等の障害、瑕疵ならびにこれらを通じた情報伝システム等の障害、瑕疵等により電子交付等が利用できないことで生じた損害
  
  - ② 天変地異、政変、同盟罷業等の不可抗力、その他当社の責に帰することがない事由の対象により電子交付等サービスの提供が遅延し、または不能となったことにより生じた損害

2019年11月1日制定

東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 7 階  
株式会社 L B I  
代表取締役 齋藤 一篤